令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態措置等の内容について

昨日(4月16日)、国において、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に、本県が追加されたことを踏まえて、本県では、本日から、次のとおり同法に基づく緊急事態措置等を実施することとしました。

【緊急事態措置等の概要】

- ○措置等の期間 令和2年5月6日まで
- ○措置等の区域 県下全域
- 〇措置等の内容
 - ① 外出の自粛等についての協力要請(法第45条第1項)
 - 不要不急の外出自粛
 - ・大型連休期間における都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛
 - 観光施設等に人が集中する恐れがあるときの入場者の制限
 - ・繁華街の接客を伴う飲食店への利用自粛
 - ② イベント等の開催の自粛要請(法第24条第9項)
 - ・全国的かつ大規模なイベントの中止又は延期の検討
 - ③ 県立学校の休業 (法に基づかない措置)
 - 休業対象校を県下全体に拡大
 - ④ 県有施設の閉館(法に基づかない措置)
 - ・閉館対象施設を県下全体に拡大
 - ※法に基づく措置、県独自の措置等の詳細は別添のとおり